

# 官報

號外

大正三年十二月二十日 日曜日

印 刷 局

## ○ 第二十九回 帝國議會衆議院議事速記錄第八號

大正三年十二月十九日(土曜日)午後十一時十分開議

議事日程 第七號 大正三年十二月十九日

午後一時開議

第一 時

(貴族院)

送付

○議長(奥繁三郎君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

〔書記朗讀〕

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

衆議院議員選舉法中改正法律案

提出者 關直彦君 相島勘次郎君 高木益太郎君 古島一雄君 村松恆一郎君

大正三年十一月二十日(明治三十五年第三種郵便物認可)

衆議院議事速記錄第八號

議長ノ報告

官報號外

大正三年十二月十九日

午後一時開議

第一 巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府)

提出者 有田溫三君

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君)

第三 運河法中改正法律案(齋藤珪次君)

第四 酒造稅法中改正法律案(三輪市太郎君)

第五 三國港護岸施工ニ關スル建議案(熊谷五右衛門)

第六 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第七 上白鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第八 村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第九 瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案(方賀藤吉)

第十 棉花栽培獎勵ニ關スル建議案(井上萬太郎君)

第十一 大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案(三谷軌秀君)

第十二 港灣政務統一ニ關スル建議案(守屋此助君)

第十三 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

第十四 米價調節ニ關スル建議案(中倉万次郎君外)

第十五 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領

セリ

(第一號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第二號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第三號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)大正四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

田畠地價修正ニ關スル建議案  
提出者 有田溫三君 村田虎次郎君 小西和君  
中學校ノ法制經濟科ニ關スル建議案  
提出者 相島勘次郎君 人見米次郎君

府縣稅及市町村稅制限ニ關スル建議案  
提出者 石黒磐君 春田祐清君 吉原祐太郎君

陸軍幼年學校廢止ニ關スル建議案  
提出者 石黒磐君 春田祐清君 早川六之助君

熱田神宮禮遇復興ニ關スル建議案  
提出者 石黒磐君 春田祐清君 吉原祐太郎君

營業稅法廢止法律案  
提出者 武藤金吉君 井上篤太郎君 西谷金藏君

地租條例中改正法律案  
提出者 高木益太郎君 守屋此助君 鈴木梅四郎君

上越鐵道建設ニ關スル建議案  
提出者 小川平吉君 伊藤英一君 鈴木梅四郎君

信越河東鐵道建設ニ關スル建議案  
提出者 加藤勝彌君 武藤金吉君 翠川鐵三君

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領

セリ

(第一號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第二號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第三號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)大正四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

官報號外

大正三年十二月十九日

午後一時開議

第一 巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府)

提出者 有田溫三君

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君)

第三 運河法中改正法律案(齋藤珪次君)

第四 酒造稅法中改正法律案(三輪市太郎君)

第五 三國港護岸施工ニ關スル建議案(熊谷五右衛門)

第六 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第七 上白鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第八 村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第九 瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案(方賀藤吉)

第十 棉花栽培獎勵ニ關スル建議案(井上萬太郎君)

第十一 大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案(三谷軌秀君)

第十二 港灣政務統一ニ關スル建議案(守屋此助君)

第十三 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

第十四 米價調節ニ關スル建議案(中倉万次郎君外)

第十五 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領

セリ

(第一號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第二號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第三號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)大正四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

官報號外

大正三年十二月十九日

午後一時開議

第一 巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府)

提出者 有田溫三君

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君)

第三 運河法中改正法律案(齋藤珪次君)

第四 酒造稅法中改正法律案(三輪市太郎君)

第五 三國港護岸施工ニ關スル建議案(熊谷五右衛門)

第六 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第七 上白鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第八 村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第九 瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案(方賀藤吉)

第十 棉花栽培獎勵ニ關スル建議案(井上萬太郎君)

第十一 大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案(三谷軌秀君)

第十二 港灣政務統一ニ關スル建議案(守屋此助君)

第十三 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

第十四 米價調節ニ關スル建議案(中倉万次郎君外)

第十五 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領

セリ

(第一號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第二號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第三號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)大正四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

官報號外

大正三年十二月十九日

午後一時開議

第一 巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府)

提出者 有田溫三君

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君)

第三 運河法中改正法律案(齋藤珪次君)

第四 酒造稅法中改正法律案(三輪市太郎君)

第五 三國港護岸施工ニ關スル建議案(熊谷五右衛門)

第六 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第七 上白鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第八 村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第九 瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案(方賀藤吉)

第十 棉花栽培獎勵ニ關スル建議案(井上萬太郎君)

第十一 大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案(三谷軌秀君)

第十二 港灣政務統一ニ關スル建議案(守屋此助君)

第十三 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

第十四 米價調節ニ關スル建議案(中倉万次郎君外)

第十五 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領

セリ

(第一號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第二號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第三號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)大正四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

官報號外

大正三年十二月十九日

午後一時開議

第一 巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府)

提出者 有田溫三君

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君)

第三 運河法中改正法律案(齋藤珪次君)

第四 酒造稅法中改正法律案(三輪市太郎君)

第五 三國港護岸施工ニ關スル建議案(熊谷五右衛門)

第六 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第七 上白鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第八 村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第九 瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案(方賀藤吉)

第十 棉花栽培獎勵ニ關スル建議案(井上萬太郎君)

第十一 大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案(三谷軌秀君)

第十二 港灣政務統一ニ關スル建議案(守屋此助君)

第十三 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

第十四 米價調節ニ關スル建議案(中倉万次郎君外)

第十五 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領

セリ

(第一號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第二號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第三號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)大正四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

官報號外

大正三年十二月十九日

午後一時開議

第一 巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府)

提出者 有田溫三君

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君)

第三 運河法中改正法律案(齋藤珪次君)

第四 酒造稅法中改正法律案(三輪市太郎君)

第五 三國港護岸施工ニ關スル建議案(熊谷五右衛門)

第六 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第七 上白鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第八 村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第九 瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案(方賀藤吉)

第十 棉花栽培獎勵ニ關スル建議案(井上萬太郎君)

第十一 大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案(三谷軌秀君)

第十二 港灣政務統一ニ關スル建議案(守屋此助君)

第十三 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

第十四 米價調節ニ關スル建議案(中倉万次郎君外)

第十五 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領

セリ

(第一號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第二號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第三號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)大正四年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

官報號外

大正三年十二月十九日

午後一時開議

第一 巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府)

提出者 有田溫三君

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君)

第三 運河法中改正法律案(齋藤珪次君)

第四 酒造稅法中改正法律案(三輪市太郎君)

第五 三國港護岸施工ニ關スル建議案(熊谷五右衛門)

第六 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第七 上白鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第八 村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外)

第九 瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案(方賀藤吉)

第十 棉花栽培獎勵ニ關スル建議案(井上萬太郎君)

第十一 大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案(三谷軌秀君)

第十二 港灣政務統一ニ關スル建議案(守屋此助君)

第十三 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

第十四 米價調節ニ關スル建議案(中倉万次郎君外)

第十五 農業資金融通ニ關スル建議案(恒松隆慶君外)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領

セリ

(第一號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第二號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(第三號)大正四年度歲入歲出總豫算追加案

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一去十七日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

大嘗祭齋田ノ土地免租ニ關スル法律案

日下 義雄君

田中 敷之助君

阪本 弥一郎君

未未成年者飲酒禁止法案

根本 正君

高鍋 篤郎君

矢島 八郎君

農工銀行法中改正法律案外一件

恵松 隆慶君

松本 宗吾君

西英太郎君

地租條例中改正法律案

東 武君

福岡 世德君

坂口 挙三君

刑法中改正法律案外一件

宮 古啓三郎君

森川 源吾君

野村 嘉六君

織物消費稅法中改正法律案

小林 源藏君

武市 庫太君

横尾 輝吉君

名古屋富山間鐵道建設ニ關スル建議案

岩田 大中君

原 真澄君

鈴置 倉次郎君

米價調節及蠶絲業救濟ニ關スル建議案

齊藤 珍次君

西谷 金藏君

高橋 光威君

本出 保太郎君

吉田 定之助君

福岡 精一君

早川 龍介君

奥山 寛平君

尾崎 元次郎君

増田 慶三君

濱田 政壯君

津末 良介君

森田 小六郎君

伊東 要藏君

伊藤 信平君

友枝 梅次郎君

竹村 欽次郎君

才賀 藤吉君

大島 寛爾君

福田 善三郎君

人見 米次郎君

丸山 豊治郎君

土方 千種君

志々目 藤彦君

武部 其文君

八見 米次郎君

鶴 純義君

有田 溫三君

工藤 吉次君

大島 寛爾君

高野 金重君

笠原 忠造君

阿由葉鎗三郎君

森丘 覚平君

田中 善立君

渡邊 修君

松城 兵作君

福井 準造君

小山 完吾君

石田 孝吉君

須藤嘉吉君

森田 小六郎君

高野 金重君

人見 米次郎君

阿由葉鎗三郎君

笠原 忠造君

高野 金重君

笠原 忠造君

阿由葉鎗三郎君

又同日東方調查局設置ニ關スル建議案委員小林勝民君辭任ニ付其補闕トシテ  
山道裏一君ヲ議長ニ於テ選定セリ  
一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ  
實用新案法中改正法律案委員會  
委員長 宮古啓三郎君  
未成年者飲酒禁止法律案委員會  
委員長 根本 正君  
刑法中改正法律案外一件委員會  
委員長 武部 其文君  
地租條例中改正法律案委員會  
委員長 東 武君  
織物消費稅法中改正法律案委員會  
委員長 小林 源藏君  
名古屋富山間鐵道建設ニ關スル建議案委員會  
委員長 岩田 大中君  
米價調節及蠶絲業救濟ニ關スル建議案委員會  
委員長 齊藤 珍次君  
第六部 懲罰委員福田又一君(安東敏之君補闕)  
豫算委員國田實德君(高橋直治君補闕)  
第七部 決算委員中野貫一君(井手三郎君補闕)  
決算委員志々目藤彦君(澤來太郎君補闕)  
第九部豫算委員澤來太郎君(森久保作藏君補闕)  
○議長(奥勢三郎君) 會議ヲ開キマス、御諒スルコトガアリマス、第二部選出請願  
委員辻寛君が常任委員辭任ノ申出ガアリマス、許可致シテ御異議アリマセヌカ



開キマス、岸本賀昌君

第三  
衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君  
外一名提出) 第一讀會

# 衆議院議員選舉法中改正法律案

酒  
紅  
縣

八

卷之三

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

八岸本智

○岸本賀昌君　本案ヲ提出致シマシタル理由ノ概要ヲ申述ヘマス、現行ノ衆議院議員選舉法並ニ、中選系、宮古郡、東山郡ニ二郡ハマダ八

五  
舊說

ニ與ヘヤウト致シマシテモ、與ヘラレナカツタ云フヤウナ狀態ニナゾテ居ツタノデゴザイマス、

然ルニ明治三十六年一月ヨリシテ各府縣一般三行バレテ居心所ノ地租條例云此  
郡ニモ施行セラル、コトニナシタノデアリマス、其結果トシテ此舊稅法タル人頭稅ト云フ

モノハ全然廢業ニ歸シタノデアリマス、爾來十有餘年ノ星宿ヲ經マシテ、今日ニ於テハ  
同ニ古事記、同一ニ古ノノミコトニモラバヘ丁才會議員、其妻ト云々、系會議員ノ舊學

ト云ヒ、其他總て同一ノ地方制度ノ下ニ自治権能ヲ發揮シツ、アルノデアリマス、斯ノ

如ク状勢全ク一變致シテ居リマスルニモ拘ラズ、現行法ノ規定ハ尙依然トシテ一郡ヲ除  
トセ——、此ニモハ、比二郡ニ於ケレ所ノ帝國臣

民ハ何等謂ハレナク何等ノ理由ナクシテ此貴重ナル所ノ公ノ權利ヲ取上ダラレテ居ルト

言ハナケレバナラヌノデゴザイマス、是ハ吾々國民致シマシテ到底忍不可カラザル所ノ重大ナル事件アアルト考ヘて居ル次第ゴザイマス、双司緊下ニ松ケル所ノ那筋區ト云フモ

ノハ、縣下第一ノ商工業地デゴザイマシテ、人口現ニ五万五千二百餘ヲ有シテ居ル所

ノ極メア繁盛ナル處デアリマス、之ヲ全國六十四ノ市ノ人口ニ比ヘテ見マシテモ、二廟ノ市ハ別問題ト致シマシテ眞ニ二十四番目ニ位シテ居ルヤウナ譯ニナツテ居リマスノミナラ

ズ、是ハ特別輸出港トシテ指定ヲサレテ居ル場所ガラニナツテ居ルノデアリマス、此那霸

區二對ニテノ明治二十九年四月三日到ミマニテ、國制ヲ施行致シ、天保ノ三十六年正月一日起、其行政ノ組織ト云ヒ、財政經濟ノ關係ト云ヒ、實質ニ於テハ少シモ他府縣ノ市ト異ナル所ハナイノアリマス、殊ニ近來ニ至リマシテハ那霸港ノ築港モ落成ヲ告ゲテ、汽

○議長（眞繁二郎君） 中村君ノ動議三反対がナイヤウニ認メマス、依テ議長指名九  
名ノ委員ニ付託スルコトニ可決致シマシタ、日程第四、運河法中改正法律案ノ第一  
讀會ノ續ラ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス、漆自儀君

第四 運河法中改正法律案（齊藤桂次君  
外三名提出） 第一讀會（續）委員長、報告

〔漆昌巖君登壇〕

登壇

卷之三

11

○中村啓次郎君 読會ノ順序ヲ省略シ、直ニ決議セラレントコトヲ望ミマス

〔「賛成々々」ト聲起ル〕

○議長(奥繁三郎君) 中村君ノ一讀會及二讀會省略ノ動議ニハ反對ガナイヤウニ認メマス、仍テ讀會ヲ省略致シマシタ

### 運河法中改正法律案

〔委員長ノ報告ニ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 採決致シマス、委員長ノ報告ニ御異議ハナイヤウズ

〔「異議ナシ」又「賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ委員長報告通り確定致シマシタ——日程第五、酒造稅法中改正法律案ノ第一讀會ノ續フ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——三輪市太郎君

### 第五 酒造稅法中改正法律案(三輪市太郎君外一名提出)

第一讀會ノ續(委員長)

〔三輪市太郎君登壇〕

○三輪市太郎君 議題トナリマシタル酒造稅法中改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス、提出者ハ提出當時ニ於ケルト同様ノ提出理由ヲ説明致シマシテ、ソレカラ問題が單純ナ問題デアリ、速記ノ方ノ都合モ惡カッタダメニ速記ハ附セナカッタノデゴザイマス、委員ヨリ政府委員ニ對シテ政府ノ意ノアル所ノ質問ヲ致サレマシタ、其要點ハ政府委員ニ於テ答ヘラレタル所ハ、提出者ト見ル所ノ異ニ致シテ居リマシタ點ハ價額ノ點ニ於テ提出者ハ清酒直段ノ平均ヨリ稍々上ニ位致シテ居ルトノ説明デアリマシタ、其間五割以上ノ差ラ見ルノデアリマス、而シテ現行法ニ於テハ清酒ニ付テ「アルコール」分ノ二十度マデノモノハ一石二十圓ノ課稅ト云フコトニナシテ居リマス、然ルニ味淋ニ付テ「アルコール」分ノ三十度迄ノモノガ一石ニ付テ二十圓ノ課稅ト云フコトニナシテ居ルノニ拘ラズ、味淋ノ價格ハ一石ニ付テ六十七圓五十錢位ニテ清酒ノ價格ハ昨年ノ平均ニ依リマスト一石ノ價ト云フモノガ四十四圓五十錢位ニナシテ居ルノニ拘ラズ、味淋ノ價格ハ一石ニ付テ六十七圓五十錢位ニシテ、其間五割以上ノ差ラ見ルノデアリマス、而シテ現行法ニ於テハ清酒ニ付テ「アルコール」分ノ二十度マデノモノハ一石二十圓ノ課稅ト云フコトニナシテ居リマス、然ルニ味淋ニ付テ「アルコール」分ノ三十度迄ノモノガ一石ニ付テ二十圓ノ課稅ト云フコトニナシテ居ルノニ拘ラズ、味淋ニ付テモ津ヲ引カナケレバナラヌト云フトコロノ權衡論ハ如何ナモノデアルカト考ヘルノデゴザイマシテ、若シ味淋ニ付テ津ヲ控除スルコトニナリマスト、此兩者ノ間ノ不權衡ト云フモノハ益々大ナラシムルト云フコトニナリハセヌカト思フノデゴザイマス、加之此種ノ稅法ノ改正ハ、一種ノ稅法ノ整理デアリマシテ、其結果ハ減稅ニナルノデゴザリマスデ申上ゲルマデモナク今日ノ財政狀態ノ上ヨリ各種ノ減稅計畫ト云フモノハ中止セネバナラヌト云フヤウナ場合ニ於キマシテ、此味淋ノ減稅ト云フモノノミヲ此場合ニ於テ行クト云フコトハ、如何ナモノデアリマスカト思フノデアリマシテ、私ハ委員會ニ於テ強イテ反對スルト云フコトハ申上ゲマセナシダノデアリマスルガ、是等ノ事實ヲ能ク御了承下サレマシテ、公平ナル御判断ニ依ツテ、然ルベク御審議ヲ遂げフレンコトヲ希ヒマス

〔「政府ニ賛成、此案ニ限り」ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩本君モウ宣シイカ

○岩本平藏君 政府委員ノ反對説明ガアツタカラ、モウ宣シウゴザイマス

同様ニ検査ノ場合ニ控除スルハ是ハ當然ナコトデアル、斯ウ云フ委員會ノ主張デゴザリ

合出席ノ委員ハ九名中八名出席致シテ居リマシテ、滿場一致デ、是ハ實際百分ノ五津ノ生ズルモノヲ百分ノ二ヲ減ズルト云フノハ、即チ此間ニ百分ノ二ナルモノガ當然控

除セラルベキモノヲ負擔ヲ受ケルノデアルカラシテ、負擔ノ多少高クテモ是ハ當然清酒ト同様ニ百分ノ二ヲ津引キスルガ相當ナリト云フノ理由ノ下ニ、満場一致ヲ以テ可決致シマシタ、ドウカ是ハ一地方ノ問題ニアラズシテ造石數ハ僅カナ——全國ニ瓦ツテ僅カナモノニアリマシテ、且又黨派問題デモ何デモナイノデゴザリマスルデ、ドウカ満場一致ヲ以テ本案ヲ速ニ可決確定アランコトヲ望ミマス

### 確定議

〔「賛成」ト呼ヒ又「質問ガアリマス」ト呼フ者アリ〕

〔政府委員菅原通敬君登壇〕

○政府委員(菅原通敬君) 本案ニ對シテ直チニ御同意ヲ致スコトノ出來ナイコトハ誠ニ遺憾トスル所テゴザリマス、委員會ニ於テノ審議ノ狀況ニ付テハ、唯今委員長ヨリ御報告ニナリマシタノデアリマスルガ、御承知ノ通り味淋ナルモノハ中流以上ノ家庭ニ於キマシテ一ノ調味料トシテ用井ラレテ居ルノデアリマシテ、清酒ノ如ク國民一般ヲ通ジテ上下ノ區別ナク消費致ストコロノモノトハ同一視スルコトノ出來ナイノデゴザイマス、從ツ

テ清酒ノ價格ハ昨年ノ平均ニ依リマスト一石ノ價ト云フモノガ四十四圓五十錢位ニナシテ居ルノニ拘ラズ、味淋ノ價格ハ一石ニ付テ六十七圓五十錢位ニシテ、其間五割以上ノ差ラ見ルノデアリマス、而シテ現行法ニ於テハ清酒ニ付テ「アルコール」分ノ二十度マデノモノハ一石二十圓ノ課稅ト云フコトニナシテ居リマス、然ルニ味淋ニ付テ「アルコール」分ノ三十度迄ノモノガ一石ニ付テ二十圓ノ課稅ト云フコトニナシテ居ルノニ拘ラズ、味淋ニ付テモ津ヲ引カナケレバナラヌト云フトコロノ權衡論ハ如何ナモノデアルカト考ヘルノデゴザイマシテ、若シ味淋ニ付テ津ヲ控除スルコトニナリマスト、此兩者ノ間ノ不權衡ト云フモノハ益々大ナラシムルト云フコトニナリハセヌカト思フノデゴザイマス、加之此種ノ稅法ノ改正ハ、一種ノ稅法ノ整理デアリマシテ、其結果ハ減稅ニナルノデゴザリマスデ申上ゲルマデモナク今日ノ財政狀態ノ上ヨリ各種ノ減稅計畫ト云フモノハ中止セネバナラヌト云フヤウナ場合ニ於キマシテ、此味淋ノ減稅ト云フモノノミヲ此場合ニ於テ行クト云フコトハ、如何ナモノデアリマスカト思フノデアリマシテ、私ハ委員會ニ於テ強イテ反對スルト云フコトハ申上ゲマセナシダノデアリマスルガ、是等ノ事實ヲ能ク御了承下サレマシテ、公平ナル御判断ニ依ツテ、然ルベク御審議ヲ遂げフレンコトヲ希ヒマス

○議長(奥繁三郎君) 読會省略ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ

○議長（奥繁三郎君） 御異議ナイト認メマス、依テ二讀會二讀會ハ省略サレマシタ、本案ニ付キマシテ採決致シマス、委員長ノ報告ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「反對」ト呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君） 反對ガアリマスカラ採決致シマス、委員長ノ報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數

○議長（奥繁三郎君） 少數デス、依テ本案ハ消滅シマシタ、日程第六

○武部其文君 私ハ刑法中改正法律案外一件ノ委員長ニアリマス、此委員會ハ昨日開キマシタケレドモ未ダ結了致シマセヌノテ、本日午前十時カラ開會致シタイト思ヒマシタケレドモ、委員室ガゴザイマセヌガ爲メニ午後一時カラト云フコトニナリマシテゴザイマス、唯今ヨリ此委員會ニ取掛リタイト思ヒマスルカラ許可ヲ與ヘラレントコトヲ願ヒマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君） 御異議ナイト認メマス、許可致スコトニ決シマス、日程第六、三國港護岸施行ニ關スル建議案ニ致シマス、提出者熊谷五右衛門君

第六 三國港護岸施行ニ關スル建議案（熊谷五右衛門君外二名提出）

三國港護岸施工ニ關スル建議案

三國港護岸施工ニ關スル建議案

三國港ハ曩ニ國庫ノ改修ニ係ル九頭龍川ノ河口ニシテ該川改修事業ノ奏功セラヤ一事市三郡沿川地方ハ積年ノ水害ヲ一朝ニ免レ多大ノ功益ヲ收メタリト雖同改修事業ハ三國港港口ノ事業ヲ貽シタルヲ以テ同港ニ瀕シテ聚落ヲ成セル三國町街ハ年次出水毎ニ漲溢ノ害ヲ被リ且港内堆砂ノ爲港床ヲ高め船舶出入ノ便ヲ妨クヘキ傾向アルニ依リ政府ハ今ニシテ之カ適當ナル護岸工事ノ設計ヲ立て右窮狀ヲ救濟セラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔熊谷五右衛門君登壇〕

○熊谷五右衛門君 三國港護岸施行ニ關スル建議案ノ理由ヲ一言致シマス、此三

國港ハ福井縣ノ九頭龍川ノ河口ニ臨ンデ居ルノアリマシテ、九頭龍川ト申シマスノハ越前一國ノ殆ド九分通リノ河川ヲ綜合致シテ此港ヘ注グノゴザイマス、故ニ北陸鐵道開通前ニハ物産ノ大半ハ此處ニ集散ヲ致シタノアリマス、先年本院ノ御同情ニ依

リマシテ九頭龍川ノ改修ヲ行ハレタノアリマスガ、此川ノ沿岸ハ多大ナ慘害ヲ免ル、恩典ニ浴シタノアリマス、然ルニ之ニ反シマシテ其當時港内ノ設備ヲ施サメ爲ニ、爾來年々出水ノ時ハ此三國町ノ人家ヘ浸水スルト云フ變態ヲ來シタノアリマス、町民ハ常

ニ此慘害ヲ被ルコトニナッテ參ツタノアリマス、又一方北陸線ノ金津驛ヨリ致シマシテ、

此三國港ニ達スル枝線ハ數設セラレマシテ、海陸ノ聯絡ハ出來テアルノデゴザイマスルガ、港ノ設備が不完全ノ爲ニ此港ヲ利用スルト云フ效果が少ナインデアリマス、故ニ護岸ヲ施シテ港内ノ設備ヲ完全ニシ、一方ニハ鐵道ノ收益ヲ増加シ、一方ニハ町村ノ被害ヲ免レシメタイト云フ切望デアリマス、又富山縣ニ於ケル庄川ノ改修ニ際シマシテ、伏木港ヲ完全ニ築港至シマシタル例モアルノデゴザイマスル、又本案ハ三十一議會ニ提出致シマシテ委員會ニ於テハ、滿場一致ヲ以テ可決致シタノアリマス、何卒諸君ハ本案ニ御賛成下サレントヲ切ニ希望致シマス次第ゴザイマス

○中村啓次郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君） 中村君ノ委員付託ノ動議ハ反対ガ無ニト認メマス、依テ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決定致シマシタ、日程第七第八第九ノ議案ハ同種關聯シテ居ル建議案デアリマスカラ、一括シテ議題ニ供スル考ゴザリマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君） 御異議ナイト認メマス、依テ置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案、村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案、上白鐵道建設ニ關スル建議案、三秦ヲ一括シテ議題ニ供シマス、提出者長晴登君——長晴登君ニ代テ同一ノ提出者細梅三郎君が説明サレマス

第七 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案（長晴登君外五名提出）

置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案

置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議

一山形縣下長井町ヨリ延長シ荒砥町ヲ經テ左澤町ニ至ルノ輕便鐵道

一山形縣下今泉附近ヨリ分岐シ小松町ヲ經テ米澤市ニ至ルノ輕便鐵道

右ハ產業開發地方發展ノ爲急設ヲ要スルモノト認ム依テ政府ハ速ニ建設ニ著手セラレムコトヲ望ム

右建議ス

第八 村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案（長晴登君外五名提出）

村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議案

村山平野輕便鐵道建設ニ關スル建議

一山形縣下山形ヨリ分岐シ寒河江ヲ經テ左澤ニ達スル輕便鐵道

右ハ地方發展及產業振興ノ爲最急要ナリト認ム依テ政府ハ速ニ建設ニ着手セラレ

ムコトヲ望ム

右建議ス

第九 上白鐵道建設ニ關スル建議案(長崎登君外五名提出)

上白鐵道建設ニ關スル建議案

上白鐵道建設ニ關スル建議案

一奥羽線山形縣下上ノ山ヨリ分岐シテ宮城縣下白石ニ接續スル鐵道

右ハ地方開發竝奥羽及陸奥連絡上必要ナリ依テ速ニ建設ニ著手セラレムコトヲ  
望ム

右建議ス

(細梅三郎君登壇)

○細梅三郎君 置賜輕便鐵道建設ニ關スル建議案提出ノ理由ヲ申述ベマス、本建

議ニ載シテ居ル線ハニツアリマス、山形縣下長井町ヨリ延長致シマシテ荒砥町ヲ經テ左

澤町ニ至ル輕便鐵道、是ハ第一號線、第二號線ハ山形縣下今泉附近ヨリ分岐致シ

マシテ小松町ヲ經テ米澤ニ至ルノ輕便鐵道デゴザイマス、此一號線ハ西置賜郡北部ノ

開發竝ニ產業發展ノ爲メ、及ビ西村山郡最上川沿岸山間諸村、特ニ西山脈中ニ於ケ

ル林產礦產ノ富源ヲ開ク爲ニ急イテ設ケル必要アルモノデゴザイマス、第二號線ハ東置

賜郡中最モ富力ノ多イコロノ小松町方面ノ發展、竝ニ小野川溫泉ニ通ズル旅客ノ

便ヲ計シテ建設ノ必要ヲ感シテ居ル次第ニゴザイマス、其外飯豊山一帶ノ富源ヲ開發ス

ルニハ是非トモ此線ヲ必要トスルノデゴザイマス、次ニ村山平野輕便鐵道建設、此線モ

一ツニナシテ居リマス、第一ハ山形縣下山形ヨリ分岐致シマシテ寒河江ヲ經テ左澤ニ達

スル輕便鐵道、第二號線ハ山形縣下寒河江ヨリ分岐致シマシテ谷地ヲ經テ楯岡ニ達給

ル輕便鐵道デゴザイマス、本案ノ第一號線第二號線中、寒河江ヨリ谷地マニ至ルノ線

ハ政府ハ既ニ本年度ニ於キマシテ工事著手ノ目的ヲ以テ測量ノ準備ヲサレマシテ、關係

町村ニ對シテハ通知ヲ致シタノデゴザイマス、然ルニ何カ都合ガアルモノト見エマシテ之ヲ

止シタルノデゴザイマス、既ニ政府モ此線ハ必要ヲ感シテ居ラル、ノアリマス、谷地ヨリ

楯岡ニ連絡スルノハ、是ハ此線ノ目的ノシテ有效ナラシム爲ニ、谷地ヨリ楯岡ニ連絡

スルノ必要ガアルノデゴザイマス、聞ク所ニ依リマスレバ政府ニ於キマシテモ大正五年度ヨ

リ著手ノ豫定ノ趣ニ承知致シテ居リマス、ソレヲ線上グマシテ大正四年度ヨリ著手スル

ト云フコトヲ建議スルノデゴザイマス、御承知ノ通り山形縣ハ最上川ヲ以テ東ト西ニ分

タレテ居ルノデゴザイマス、現ニ通ジテ居ル所ノ奥羽線ハ、是ハ縣ノ東ノ半分ヲ通テ居ル

ノデス、ソレデ川ノ西ニ於キマシテハ林產或ハ鐵產其他ノ遺利が澤山アルノデゴザイマス

ガ、交通機關ノ完備シナシ爲ニ、有益ナル事業モ興リ兼ネテ居ルノデゴザイマス、ソレデ必  
要ガアル所ニハ此輕便線ヲ引入レマシテ產業ノ發展ヲ圖ラナケレバナラスト「云フ 大體ノ

問題デゴザイマス、次ニ上白鐵道建設ニ關スル建議案提出ノ理由ヲ述ベマス、本案ハ  
奥羽線山形縣下上ノ山驛ヨリ分岐シマシテ、宮城縣下白石ニ接續スルノ鐵道デゴザ  
マス、此理由ハ此案ニ載シテ居ル通リ數回提出致シマシテ本院ヲ通過シテ居ル案デゴザ  
イマスルカラ、説明ヲ省略致シマス、何卒御贊成アラムコトヲ希望致シマス

(「贊成タク」下呼フ者アリ)

○中村啓次郎君 唯今議題トナリマシタル三案ハ、議長指名九名ノ同一委員ニ付  
託セラレムコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 中村君ノ動議ニハ贊成アリト認メマス、依テ二案ヲ括シテ、  
議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ可決ニナリマシタ、日程第十、瓦斯事業取締法  
制定ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者才賀藤吉君

○中村啓次郎君 唯今議題トナリマシタル三案ハ、議長指名九名ノ同一委員ニ付  
託セラレムコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

第十 瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案(才賀藤吉君提)

瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案

瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案

瓦斯事業ノ許否ハ地方長官ノ任意ニシテ之カ取締法モ亦區々ニ互レリ依テ該取締  
法ヲ制定シ其ノ統一ヲ期セムコトヲ望ム

右建議ス

(才賀藤吉君登壇)

○才賀藤吉君 唯今議題トナリマシタ瓦斯事業取締法制定ニ關スル建議案ノ理由

ヲ簡單ニ申上ゲマス、我國ノ瓦斯事業ハ諸君モ御承知ノ通り各地ニ行ハレマシテ、現

在ニ於テ開業致シテ居ルモノガ約一百アリマス、テ出願若クハ經營ニ係ルモノガ約一百

デ、此資本ガ約一億一千萬圓ニ達シテ居リマス、然ルニ此事業ノ許可保護監督其他

ノ總テノ取締ノコトニ付キマシテハ、各地方長官ノ權限内ニ屬シマシテ、總テノモノガ統

一ヲ缺イテ居ル、ソレデ翻シテ瓦斯事業殆ド同一事業ノ電氣事業ノ方ヲ見マレバ、現

前年電氣事業法ヲ制定サレテ以來、種々取締規則ヲ施行サレマシテ、今日ハ保護

監督共ニ統一ヲサレテ居ル譯テス、故ニ瓦斯事業モ電氣事業ト同様ニ之ヲ一局ニ統

一シマシテ、總テノ點ニ於テ保護監督致シタイト云フノガ本案提出ノ理由デアリマス、是

以上ノコトハ委員會ニ於テ又委シク述べマス、ドウゾ御協賛アラムコトヲ望ミマス

(「贊成タク」下呼フ者アリ)

○中村啓次郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 中村君ノ動議ニハ反対ガナイト認メマス、依テ議長指名九名

ノ委員ニ付託スルコトニ決定致シマス、日程第十一、棉花栽培培養園ニ關スル建議案ヲ  
議題ト致シマス、提出者井上篤太郎君

第十一 棉花栽培ニ關スル建議案(井上篤太郎君外一名提出)  
棉花栽培獎勵ニ關スル建議案  
棉花栽培獎勵ニ關スル建議案

我邦人口ノ増加並紡績業ノ發達ニ伴ヒ棉花ノ需用ハ逐年增大セルニ拘ラス内地ニ於ケル產出ハ殆ト絕無ニ歸セムトシ其ノ大部分ハ之ヲ海外ノ供給ニ仰ケル爲貿易上輸入超過ノ因ヲ爲スヤ封シトセス幸ニ臺灣其ノ他最棉花ノ栽培ニ適スル方面ニ於テ指導獎勵其ノ宜キヲ得ハ一ハ輸入超過ノ趨勢ヲ防止シ一ハ國民衣料ノ獨立ヲ保チ國家百年ノ長計始テ確立スヘキヲ信シテ疑ハス故ニ政府ハ最善ノ方法ヲ以テ臺灣ニ棉花ノ栽培ヲ獎勵スルト共ニ其ノ他有望ノ土地ニ於テモ亦之カ獎勵ニ努力セラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔井上篤太郎君登壇〕

○井上篤太郎君 謹シテ棉花栽培獎勵ニ關スル建議案ノ説明ヲ致シマス、本建議案ノ趣旨ハ主トシテ臺灣及朝鮮ニ於テ棉花ノ栽培ヲ獎勵致シマシテ、第一ニハ此輸出入貿易ノ逆勢ヲ轉シテ順調タラシメントスルコト、其例ヲ申シマスルト昨大正二年一度ニ於キマシテ棉花が我國ニ輸入セラレマシタ額ハ一億三千三百餘万圓デゴザイマス、其中

加工製品ト致シマシテ外國へ出テ參りマシタモノガ、一億二千万圓、此一億二千万圓ノ中カラ加工費トカリ利益トカ云フモノヲ差引マスルト漸ク九千万圓程シカ棉花ヲ輸出シナイ譯ニナルノデアリマス、テアリマスルカラシテ差引致シマシテ一億四千三百萬圓ト云フモノハ、全ク此日本ノ國內ニ於テ消費シテシマヒマシタ棉花ノ金額デゴザイマス、サウ致シマシテ昨年度ニ於ケル此對外貿易ノ輸入超過額ハ幾ラカト申シマスルト、四千六百九十七万圓デゴザイマス、是ダケノ輸入超過シテ居ルニモ拘ラズ、棉花ヲ輸入シタモノガ一億四千三百萬圓デゴザイマスカラ、若シ棉花ト云フモノガ國內テ出來マスレバ、此輸入超過ト云フモノハ輸入ナクシテ却テ輸出超過ナルト云フ計算ニナルノデゴザイマス、是ガ棉花栽培ヲ獎勵シタイト云フ第一ノ理由デゴザイマス、ソレカラ第二ノ理由ハ國民衣料ノ獨立ヲ圖ルコト、國民ノ此衣類ニ使ヒマスル所ノ大部分ハ、申シ上ゲルマデモナク綿織物デアル、此綿織物ヲ製造シマスル棉花ノ代價ト云フモノハ、前ニ申シマシタ一億四千三百万圓ト云フ多額ヲ外國カラ取入レテ外國へ金ヲ出シテ居ルノデ、サウシテ此日本ノ國內テ出來マス棉ハ何レ程アルカト申シマスルト、僅ニ六七十萬圓ノ棉が今日テハ出來テ居ルダケデアリマス、テアリマスカラ國家ノ獨立ニ要スルダケノ三要素、即チ衣類食

物住所ノ其ニナダテ居リマス衣類ハ、全ク今日デハ遺憾ナガラ此獨立ヲ破壞サレテ居ルノデアリマス、是ハ決シテ輕々看過ス可カラザル大問題ト存シマス、是ガ棉花ヲ栽培シナケレバナラヌ第二ノ理由デゴザイマス、第三ハ貴重ナル十數万ノ生産ト二十億前後ノ國帑ト犠牲ニ致シマシテ、獲得致シマシタ臺灣トカ朝鮮トカ云フ新領土ヲシテ、今一層更ニ大ニ適切ニ其效果ヲ本國ノタメニ現ハサセタイト云フノガ第三ノ理由デゴザイ

マス、内地ニ於キマシテハ四十年以前迄ハ不十分デゴザイマシタケレドモ、國民ノ衣料ニ供スルモノハ自分ノ國デ出來タモノデ、自分ノ國デ間ニ合ツタノデアリマス、然ルニ人口ガ段々增加致シテ參リマシタノト、ソレカラ外國貿易が發達シテ來マシタト云フコトハ、農產物ノ變革ヲ來シマシタ、田園ノ作物ハ多く食料品トカ桑ノ木トカ云フモノニ變リマシテ、棉ヲ作りマシタ地所ハ今日テハ僅ニ四千五百町歩殘シテ居ルニ過ギナイノデアリマス、デアリマスカラ此衣料ノ獨立ハ全ク是デ滅却サレテ居ルノデアリマス、然ルニ是モ天佑ト云フコトヲ申シマスガ、實際天佑アル我國ハ日清日露兩戰役ニ於キマシテ、朝鮮及臺灣ノ如キ棉花栽培ニ最モ適當シタ地所ヲ、我國ノ範圍トスルコトガ出來マシタ、テアリマスカラ之ヲ利用致シマシテ、内地ニ於テ缺乏シテ居ル所ノ衣料ノ缺陷ヲ補フト云フコトハ今日ノ最大急務ト思ヒマス、之ヲ等閑ニ附スルト云フコトハ所謂天惠ヲ暴殄スルモノデゴザイマシテ、極言致シマスレバ罪惡ノ一デアリハシナイカト私ハ信シテ居ルノデアリマス、テアリマスルカラ進デ新領土ノ如キハ此棉花ノ栽培ヲ獎勵シタイト云フコトヲ絶叫スル所以ニアリマス、尙詳細ナルコトハ委員會ノ節ニ詳シク申上ゲル積リテアリマス、何卒御賛成アラムコトヲ希望シマス

○中村啓次郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

〔贊成タクア聲起ル〕

○議長(奥繁三郎君) 中村君ノ發議ニハ贊成アリト認メマス、依テ中村君ノ發議ノ通り、議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ可決シマス 日程第十二大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案

第十二 大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議案(三谷軌秀君外六名提出)

大阪臨港鐵道速成ニ關スル建議

政府ハ既定計畫線タル東海道線大阪驛ヨリ分岐シテ大阪築港埠頭ニ達スル線路即チ臨港鐵道ノ敷設ヲ急速ニ著手シニ箇年以内ニ竣工シ以テ港灣ノ利用及產業發達ニ資セラレムコトヲ切望ス

右建議ス

○議長(奥繁三郎君) 法橋善作君

〔法橋善作君登壇〕

○法橋善作君 諸君、私ハ本案ニ付キマシテ、提出者ニ代シテ説明ヲ致シマスル、本鐵道ハ申上ゲマス迄モナク東海道線梅田驛ヨリ大阪築港埠頭ニ達シマスル六哩餘ノ鐵道デアリマス、此鐵道ニ對スル建議ヲ致シマス要點ヲ述ベマスニ先ダツテ、築港ノ大要ヲ極メテ簡單ニ申上ゲテ置イテ、而シテ次ニ十五年間ノ經過ノ大要ヲ申上ケ、而シテ建議ノ要點ヲ申上ゲル、此三段落ニ成ルベク力メテ少時間ニ申上ゲルコトニシタイト思ヒマス、

暫時御清聽アランコトヲ希望致シマス、此鐵道ハ申上ケル迄モナク本議會ノ協賛ヲ經テ明治十三年ニ起工致シマシテ、當時經費一千二百何十万ノ鐵道デゴザイマシテ、其内國庫ハ三分一ヲ補助サレタノデアリマス、而シテ三十六年ニ稍々完成致シマシタ所ガ、當時附帶事業共ニ三千万圓以内ノ金ヲ以テ落成スル見込デゴザイマシタノガ、物價ノ騰貴又時勢ノ變遷ニ應シマシテ規模大ナルコトニシナケレバナラヌコトニナツタ、就テハ今日ハ四千万圓以上ノ金ヲ費シテ臨港ヲナシタル築港トシテ、東亞ノ一半ニ於テ二ヲ以テ屈スルヤウナ趣向ハ整ヘマシテゴザリマス、又船舶ノ出入ノコトハ御手許へ參考書トシテ差上ゲマシタ書類ニ大要ヲ示シテ居リマス、既ニ郵船會社ノ如キ北巡線ハ、

大阪ヲ基點トシテ北海道ママ通ズルコトニナリマシタ、又我範圍ガ朝鮮臺灣ヨリ關東州等ニ擴マルニ從ヒマシテ、船舶ノ出入モ多クナリ、唯今ノ所デハ船舶ノ出入貨物ノ出入

等モ東洋中屈指ノ場所トナツタ云フコトハ、事實ノ上ニ明ラカニナツテ居リマス、又水深三十尺以上時ニ適スルダケノ一万噸内外ノ船舶ノ出入スルコトハ、敢テ差支ナイコトニナルダケニ吾々ハ過賞スルノデゴザイマセヌガ、築港トシテノ實效ヲ表スルコトハ日々夜々舉テ來ル、又軍事上ニ於キマシテモ日露戰爭ノ當時、又本年ノ戰爭ニ對シマシテモ多

大ノ實效ヲ表シタコトハ軍事當局ノミナラズ、又世上一般ニ認メラレツ、アルヤウナ形勢デゴザイマス、然ルニ佛造<sup>ヲ</sup>テ眼ヲ入レズト云フ有様デ、一番緊要ナル交通機關トシテ

臨港鐵道ガ今ニ成立チマセヌガ故ニ、我大阪市ノ不利ノミナラズ、日本全國ニ對スル發展上ノ利害ニ關係スルコトモ亦至大ナル次第ゴザイマス、是ガ大要ゴザイマス、又臨

港鐵道ニ對シテノ沿革ハ明治三十年ノ遞信次官古市君ハ築港社長西村君ニ對シ、梅田驛ヨリ築港埠頭ニ至ル間安治川上流ヲ經テ政府カラ支出スルト云フコトノ通知ガ

アツタコトガアリマス、其通知ノアリマシタノハ築港ヲ起工致シマス前ニ、政府ト大阪市ト數回交渉ラシタ結果デ、サウ云フコトニ古市遞信次官カラ通知サレタ、ソレカラ後ニ至リマシテハ一日モ早ク支出サレンコトヲ希望シテ居ル所ヘ、日露戰爭其他經濟上ノ不振等ノタメ、築港ハ稍落成シマシテモ其儘打過ギテ漸ク明治四十年ニ至リマシテ彼ノ全國十二鐵道ト云フコトノ問題ガ起リマシタ時分ニ至リテ、又此問題ヲ餘程大阪市カラモ彼此請求ヲシ、當時ノ約束ノ履行ヲ求メルヤウナ有様デアツタノデアリマスガ、四十一年ノ二十五議會ニ岩下清周君が提出ヲナシ、秋岡義一君が贊成者トナツテ二百五十一名ノ同意ヲ得テ本議會ニ提出サレ、滿場ノ贊成ヲ仰イテ速成ヲサレルコトヲ建議シタガコトガアリマス、ソレカラ四十三年ニハ鐵道院カラ大阪市ニ向<sup>テ</sup>頻リ照會ガアツコ豫算案ノ中ニ二十萬圓ノ實測費ヲ提出サレマシテ可決ニナツタコトモゴザイマス、是亦財政上ノ都合ト、又其前ニ南北線ノ爭ガゴザイマシテ、夫等ノタメニ延サレテ居ルヤウナ次第ゴザイマス、一時餘程進ミ掛ケタ場合ニ後藤總裁ノ時代ニナリマシテ、南北線ト云フモノガ持出サレマシテ、ソレガタメニ幾分か時日ヲ送<sup>シ</sup>ト云フヤウナ形跡ガゴザイマス、故ニ當時大阪商業會議所ナリ經濟界ナリ、當初ノ目的通り速成セラレコトヲ望ムト云

フ建議ヲシタコトガゴザイマス、經過ノ大要ハ唯今<sup>ヲ</sup>申シマシタ通リノ次第デゴザイマス、就キマシテハ斯ノ如ク遷延致シマシタル場合ハ、先刻申シマシタ通り大阪市ノ不利ノミナラズ、實ニ國家ノ機關ヲシテ完成ナシムコトモ出來ズ、從<sup>ツ</sup>テ大阪築港ヲシテ一大活用ヲスルコトモ出來ナイト云フノデ、四千万圓ノ金ヲ投シテ東洋屈指ノ港ヲ拵ヘマシタモノヲ、十分應用スルコト能ハヌヤウナ次第デゴザイマス、故ニ吾々ハ此速成ヲ仰ゲヤウナ次第ゴザイマス、尙詳細ナル事柄ハ参考書ニモ認メテゴザイマス、又委員會ニ於キマシテモ尙説明スル積リテアリマス、ドウカ滿場諸君ハ是迄ノ經過事柄ヲトウツ御諒承下サイマシテ、御贊成アランコトヲ希望致シマス

○中村啓次郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレントラ希望ミマス

(「贊成々々ト呼フ者アリ」)

○議長(奥繁三郎君) 中村君ノ委員付託ノ動議ハ反對がナイト認メマス、依ア中村君ノ發議ノ通り議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決定ニナリマシタ、日程第十三港灣政務統一ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス——守屋此助君

### 第十三 港灣政務統一ニ關スル建議案(守屋此助君外一名提 出)

#### 港灣政務統一ニ關スル建議案

#### 港灣政務統一ニ關スル建議

鐵道ニ鐵道院アリ船舶ニ管船局アリテ之ヲ統一シ之ヲ保護獎勵シ其ノ進歩發達ヲ助ケ國家富強ノ資ニ供スルコト鮮少ナラス然ルニ斯ノ鐵道ト斯ノ船舶ノ聯絡任務ニ在ル港ハ現ニ帝國首要ノ商港ナル横濱神戶兩港ノ如キスラ其ノ所管ハ內務、大藏、遞信各省及其ノ所在地方廳ニ分屬シ徒ニ繁文縟禮ニ流レ其ノ政務更ニ舉ラス聯絡任務全カラスシテ鐵道船舶ノ效用ヲ減殺シ國力ノ發展ヲ阻害スルコト甚大ナリトス故ニ速ニ港灣政務統一ノ機關ヲ設置シ此等ノ弊ヲ除去シ大ニ國家富強施設ノ實ヲ舉ケラレムコトヲ望ム

右建議ス

(守屋此助君登壇)

○守屋此助君 諸君、茲ニ港灣政務統一ニ關スル建議案提出ノ理由ヲ説明致シマシテ、諸君ノ御清聽ヲ煩シマス、抑、此港灣政務統一ニ關スルコトニ付キマシテハ、歷代ノ内閣ニ此議場ハ意見ヲ述ベテアル、何時ノ内閣モ御同意ヲ申スノデアル、サウシテ實行ハシナイン日本帝國ノ今日迄ノ歴史ノデアリマス、何故内閣ガ同意スルカ、議會ノ言フコトが道理アアルカラ同意スルノデアル、サウシテ何故行ハナイカ、彼等ニ勇氣ガナイカラ、智恵ガナイカラ、斯ウ云フコトニナルンデ、ソコデ其勇氣ト其智恵トヲ能ク付ケテ

シテ、内地ダケデモ鐵道ハ五千六百哩、之ニ使ヅテ居ル金ハ殆ド十億、船ハ二百万噸ノ汽船ガアル、航路補助ニ年々支出スル金ガ一千幾百万圓、造船獎勵金、之ニ使フ金ガ年々數百万圓、斯クノ通りニナツテ居ル、此事ハ何時カラ其如クニナツテ居ルカト云フト、思ヒ返セバ今ヨリ一十年前日清戰爭ノ時ニ較ベテ見ルト云フ、船ハ其時分ニハ二十万噸ハカリシカ無カッタノデアル、其時分ニハ造船獎勵費ナド、云フ氣ノ利イタ法律ハ無カッタノデアル、鐵道ハ千二三百哩シカ無カッタノデアル、然ル所ガ此船此鐵道ハ此ノ如ク發達致シマシテ、日清戰爭ノアリシ當時ト日本帝國今日ノ港ノ様ト較ベテ見レバ、日本一ノ商賣港デアル神戸ノ港横濱ノ港ガドレダケ發達シテ居ルカ、貿易額ハ其時分ニハタツタ一億ヲ出入シテ居ツタノデアル、是ガ十三億ノ貿易ニ發達シテ居ル、今日ノ港ノ様ハ依然タル舊阿蒙、此港ガモットヨリ能ク發達シテ居レバ日本ノ貿易ハ三億圓ヲ乗リ越シテ十五億十八億、或ハ知ランコトハ一十億ニナツテ居ルカモ知レナシ、サウスルト諸君ガイヤソレハ無謀ナ話ダト思召スカモ知リマセスケレドモ、此間モノ横濱ノ港ノコトニ付テ調べテ見マスルト、横濱ノ港デ外國貿易ノ出入スルモノガ二百万噸、沿岸貿易ノモノガ六百万噸、是ガ大正二年ノ輸出入ノ表アリマスガ、九百万噸ノモノが出入シテ居ル横濱ノ港ガ港ラシキ港、文明國ノ港ニナツテ居レバ一頓ノモノヲ積ムノ假ニ五十錢安クナルトナレバ四百五十萬圓一年ニ儲カルノデアルガ、五十錢横濱ノ港ニ荷役が樂ニナルト東北地方ノ救濟策ナド、云ハレルガ東北ノ發展期シテ待ツベシ、一頓東北ノ鑛物ガ安ク横濱ア荷役が出来タト云フコトニナレバ東北テ秋田巣手ハ愚カ、ドノ位アノ邊ノ山ガ開ケマスカ、併ナガラ横濱ノ港ニ入ツテ來テ居ル大部分ハ沖取り冲積ミ繫船ガナイ、機橋ガナイ、ソレ故ニ汽車デ積シテ來タモノヲ小サナ船デヤツチノヽ漕イデ往ツテ、サウシテ大キナ船ニ積込ムト云フノゴザイマスカラ時間ノ掛ルコト夥シイ、ソレカラ積込ニ費用ノ掛ルコト夥シイ、斯ウ云フ事柄テゴザイマスカラ、此貿易ノ出ルモノガ其通リナラハ入ルモノモ亦然リ、會津若松ニ於テ彼ノ水力電氣ヲ排ヘルニ、鐵道院總裁ノ仙石君ガ此間モ話シテ居ツタガ、驚イタ、斯ウ云フ横濱ノ港ヲ見テ來テ日本ニハ港がナイト感ジタ、鐵道院總裁ガ言フテ居ル、何ノタメニ然ルカ、文明國アナイ、野蠻國ニ在リサヘスレバ港ノ整理ガ完全ニナル、併ナガラ港ノ整理ガ舉ラスト云ツテ日本政府ハ何處ノルモノガ知ラン、是ガ日本ノ開港場ニハ認メラレヌト云ウテ驚イタト云フ、此通り港ノ整理ガ荒廢シテ居リマス、其責任者ハ誰カ、立憲政治ニハ責任者ガアル皆テ責任者ガアリシテ居ル、一ノ港ニ就テ御主人ガアルト云ヘバ四ツモ五ツモアルノデアル、船頭ガアルト云ヘバ四人モ五人モ船頭ガアルノデアル、デアリマスカラ此事ニ就テ遞信省ニ行ツテ言フト御尤アルガ我輩ノ省ダケデハ出來ヌ、内務省ガ故障ヲ言フ、大藏省デ異議ヲ言フカラ致方ガゴザイマセヌ、仕舞ニアナタノ言フコトハ御尤ダケレドモトスウ云フ、内務省ヘ行クト今日ハ如何ニモ日本ノ港ハ政務ガ舉ラヌノハ遺憾アル、モソツ港ヲ良クシナケレバ

ナラヌ、船ト鐵道ニバカリ馬鹿ニ金ヲ使ツテ完備シテ居ルガ、此船ト此鐵道トヲ連絡スル此港ノ不完全ハ驚入ル、御尤デアルト内務省が言フ、ケレドモ我輩ノ省ダケデハ出來マセヌ、大藏省が異議ヲ言フ、遞信省が故障ヲ言フ、尙地方廳ト言フモノガアツテ之ニ權利ガアル、ドウモイカヌ、ドウスルコトモ出來ヌ、遺憾ノ至リデアル、斯様ニ彼等が言フ、何處ノ役所へ行ツテ言ウテモ斯ウデアル、是ニ於テ政務統一ノ機關ヲ持ヘナケレバ統一ガ出来ヌ、此政務統一ノ機關ヲ揃ヘレバ鐵道ニハ鐵道院ガアルカラノ通リニ鐵道ガ發達シテ行クノデアル、ソレカラ船ニハ管船局ト云フモノガアツテ、是ガ遞信大臣ガ責任者デアルカラ、船ノ事ニ就テ遞信大臣怪シカラヌト申セバ、恐入リマシタ、速ニ改メマスト言ツテ、先づ出來得ルダケノ事ハ責任ヲ持ツテ彼等ガ致スノデアル、然ルニ港ノ事ニ就テハ此通りニ何處へ行ツテモ御尤モチャト言フガ何セシナイ、政府ト云フエノハ左様ナ無責任デアル、サウシテ何處ノ役所へ行ツテモ統一シナケレバナラヌト御同意ニナルケレドモ行フコトが出来ナイ、ソレハ何デアルカ、勇氣ガナイト云フノハ是デアル、歷代ノ内閣ハ各省割據デ權利ノ爭奪ダ、是ニ於テ之ヲ統轄スルトコロノ總理大臣が各省ニ割據シテ居ル國僚共ニ支配サレテ、斷ジテ行フ勇氣ガ無イノデアル、ソレ故ニ我輩ハ茲ニ港灣政務統一ニ關スル政治ノ機關ヲ揃ヘナサイ、サウシテ此港ノ政務ヲ完全ニ行ウテ鐵道船舶、之ニ向ツテ澤山ノ金ヲ使ツテ居ルカラ之ヲ活カシテ使ヘト云フノヂヤ、今ノ通リテハ此鐵道船舶ニ大層ナ金ヲ使ツテ居ルガ、今後使ハント云ツテ居ル此連絡スル所ニ何等ノ智恵ヲ使ノコトヲシナイデ、各省ノ屬僚共ニ總理大臣ガ媚ビテ國務ヲ曠廢シテ居ルノデアルト私ハ信シテ居

ル、ツレ故ニ此度建議案ヲ提出致シマシタ次第、詳シイ事柄ハ建議案ニ書イテアリマスカラ是レ以上ノ事ハ書面テ御覽ニナリマシテ御贊成ヲ願ヒマス、尙足ラヌ所ガゴザイマスレバ幸ニシテ委員ニ御付託ニナリマシテ、私共ニ發言權ヲ御許シ下サイマスレバヨリ以上申上ゲマスルガ、今日ハ提出ノ趣意ヲ概要申上ケテ置キマス

○議長(奥繁二郎君) 中村君ノ發議ニ反対ハナイト思ヒマス、因テ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決定致シマス——日程第十四、米價調節ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——齊藤宇一郎君

## 第十四 米價調節ニ關スル建議案(中倉万次郎君外二十六名 (是日))

米賈爾市二關門建義宮

## 米價調節ニ關スル建議

近年ニ於ケル米價ハ其ノ騰落極メテ著シク農家ノ經濟ヲ攤亂シ農民ヲシテ其ノ業務ニ不安ノ念ヲ懷カシメ延テ國家經濟ノ上ニ惡影響ヲ及スコト深大ナルモノアリ特ニ現下ノ状態ハ最憂フヘキモノアルヲ見ル政府ハ宜ク速ニ適當ナル米價調節ノ方策ヲ實

行セラルヘク其ノ帝國議會ノ協賛ヲ要スルモノハ案ヲ具ヘ本期議會ニ提出セラレムコ  
トヲ望ム

右建議ス

(齋藤字一郎君登壇)

(拍手起ル)

○齋藤字一郎君 唯今議題ニナリマシタ米價調節ニ關スル建議案ニ就テ、提出者ノ

一人トシテ説明ヲ致シマス、本案ハ曩ニ政友會カラ出マシタトコロノ米價調節ニ關スル建議案ト意味ハ同ジナノアリマス、併ナガラ其提出ノ形式ニ至リマシテハ違フノアリマシテ、即チ此案ハ各派ヲ通シマシテ提出ニナシタノアッテ、提出者ガ二十七名アリマス、贊成ガ百八十名アルノアリマシテ、其處が遠フノアリマス、此米價調節ノ件ニ就キマシテハ曩ニ床次君齋藤桂次君、並ニ加賀卯之吉君アタリヨリ縷々理由ヲ述べラレ

マシタカラ此場合多クソレヲ述ベル必要ハナカラウト思フノアリマス、唯茲ニ一言シテ置キマスノハ、此問題ノ極メテ重要ナ事アルト云フコトハ、目下ニ於キマシテハ曾ニ農業關係者ノミナラズ、商工業者モ總テ社會全般ガ我國ノ財政經濟上非常ナル問題ニアルト云フコトヲ認メテ居ルノアリマシテ、曩ニ米價が低落スレバ商工業者ガ非常ナ利益ヲ享ケテ、我國ノ商工業が盛ニナルト云フ風ニ一般ニ考ヘテ參ッタノアリマスガ、日本ノ此國情ノ上カラ申シマシテ、此米價ノ低落ト云フコトハ却テ是等ノ現象ガ反對ニ表ハレテ參ッタノアリマシテ、此米價ヲ適當ナ價格ニ調節シタケレバナラスト云フコトハ目下異論ガ無イノアリマス、是ガタメニ政府モ大ニ鑑ミル所アリ、目下研究シテ居ルト云フコトニアリマスガ、唯研究タニ藉口シテ其機ヲ失スルト云フコトニナリマスレバ、目下ハ農業ニ於テ大ナル時機アリマシテ、即チ明年ノ準備フルト云フ時ニ於テ農家ガ非常ナ窮状ニ陥ツテ居レバ明年ノ此米作ニ對シテ多大ナル影響ヲ來スコトニナリマス、若選シテ速ニ實行セラル、コトヲ望ムガ故ニ、斯ノ如キ建議案ヲ提出シタノアリマスカラシテ、ドウカ本問題モ併セテ前ノ委員會ニ付託セラレテ、速ニ本案ノ通過ヲ見ルヤウニ誠意希望スル次第アリマス(拍手起ル)

(「贊成タク」ト呼フ者アリ)

○中村啓次郎君 十四、十五ハ一括スル譯デハナイノデスカ

○議長(奥繁三郎君) 性質が違ヒマス

○中村啓次郎君 ソレテハ本案ハ、現ニ本院ノ懸案ニナシテ居リマスル米價調節及農絲業救濟ニ關スル建議案ノ同一委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(奥繁三郎君) 中村君ノ發讀ニ反対ハナイト認メマス、因テ中村君發讀ノ通

リノ委員ニ付託スルコトニ決定致シマス、次ニ移リマス、日程第十五、農業資金融通ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——恆松隆慶君

## 第十五 農業資金融通ニ關スル建議案(恆松隆慶君外二十六)

農業資金融通ニ關スル建議案

農業資金融通ニ關スル建議案

爾來農村ノ金融圓滑ナラサルハ中央集金ノ結果ニ起因スヘク農村ノ疲弊ハ農業資金ノ充實ナラサルニ因ルヘシ今ニシテ適當ナル方法ニ依リ潤澤ナル資金ヲ供給ヲ爲スニ非サレハ農村ハ枯渴シ產業ハ益衰頹スルニ至ルヘシ故ニ政府ハ速ニ是カ救濟ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(恆松隆慶君登壇)

○恆松隆慶君 唯今日程ニ載リマシタ農業資金融通ニ關スル建議案、是モ先ニ米價調節ノ提出ノ理由ヲ齊藤君カラ述ベラレマシタ如ク、此議員中ニ各派テ農政研究會

ト云フモノヲ組織シテ居リマス、其同志ノ人々が屢々寄リマシテ協議ヲ致シタ結果、此處ニ此案ヲ提出スルト云フコトニ申合セラ致シタノアリマス、抑、此本案ノ趣意ハ農業資金ノ充實ハ國家百年ノ興隆ヲ期スベキ農民救濟ノ根本問題ト致シテ居ルノアル、然ルニ米價調節ノ問題ノ如キモ農民ニ致シマシテハ資金三幾分ノ餘力ガ生ズル場合ガアリマスレバ、米價が今日ノ如ク非常ナ低落ヲ致シテ居ル時期ニ當リマシテ、之ヲ投賣ナドスルト云フコトヲ支ヘテ其悲慘ニ陥ルコトモ出來ルノアリマスルガ、如何ニセン今日ノ場合ハナカニサウハ參リカネマス、一國ノ食料獨立問題ノ如キハ、實ニ是ハ積極的農事改良ヲ要スルモノテアルト思ヒマス、農業資金ノ融通ヲ圖ルニアラザレバ不可能ノコトアルト云フコトハ、是ハ明カナ事デアリマスルカラ、吾ノ望ム所ハ政府ハ茲ニ研究ニ日ヲ費スコトナク、最早大抵研究シ盡サレテ居ルト考ヘマスカラ、急速ニ適當ナル方案ヲ選シテ速ニ實行セラル、コトヲ望ムガ故ニ、斯ノ如キ建議案ヲ提出シタノアリマスカラシテ、ドウカ本問題モ併セテ前ノ委員會ニ付託セラレテ、速ニ本案ノ通過ヲ見ルヤウニ誠意希望スル次第アリマス(拍手起ル)

(「贊成タク」ト呼フ者アリ)

○中村啓次郎君 十四、十五ハ一括スル譯デハナイノデスカ

○議長(奥繁三郎君) 性質が違ヒマス

○中村啓次郎君 ソレテハ本案ハ、現ニ本院ノ懸案ニナシテ居リマスル米價調節及農絲業救濟ニ關スル建議案ノ同一委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(奥繁三郎君) 中村君ノ發讀ニ反対ハナイト認メマス、因テ中村君發讀ノ通

ナリ、總テ全國ノ各種ノ社會ニ對シテ一般ニ大不景氣ヲ來シテ居リマス、是程大問題ハナイト思ヒマス、斯ウ云フ場合ニ於キマシテハ、日本銀行ヲシテ短期ノ農業資金ノ割引、サウシテ米穀ノ擔保貸付等ノ方法ヲ講セラレテ、農民ヲ救ヒ其業務ニ一大利益ヲモザイマスケレドモ、一々之ニ具體的ニ書キマスヨリハ、ソレ等ノコトハ委員會ニ十分述べルシテ、主トシテハ此短期ノ資金ヲ日本銀行カラ割引キ、サウシテ米穀ヲ擔保トシテ與ヘルヤウニナシタガ宜カラウ、斯ウ云フ趣意ディロノ、参考トシ又希望トスルトコロノ案モゴザイマスケレドモ、一々之ニ具體的ニ書キマスヨリハ、ソレ等ノコトハ委員會ニ十分述

貸付ケルト云フヤウノ方法ヲ一ツ開カレタナラバ、差向キ一ツノ救濟策ノ方法トシテ此建議ノ目的ヲ達スルコトノ趣意ニ適フデアラウト思ヒマス、詳細ノコトハ是モヤハリ米價調節ニ附帶シタヤウナ問題ニアリマスデ、相成ルベクハ中村君ノ發議ニ依リマシテ前ノ委員ニ付託セラレテ、大ニ攻究セラレムコトヲ委員諸君ニ提出者ノ一人トシテ大々的ニ希望致シテ置キマスノデゴザイマス

(拍手起ル)

○中村啓次郎君 唯今發案者ノ御意見モゴザイマスデ、日程第十四ト同一ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 中村君ヨリ日程第十四ノ委員、即チ義ニ選定ニナリマシタ米價調節及蠶絲業救濟ニ關スル委員ニ付託スルノ發議デゴザイマス、反對ガナイヤウニ認メマス、仍ツテ其委員ニ付託スルコトニ決定致シマタ、本日ノ日程ハ是テ議了致シマシタ、御詰リヲ致スコトガゴザイマス、第一部選出豫算委員武藤金吉君が辭任ノ申出ガアリマシタ、許シマシテ差支アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 異議ナイト認メマス、仍テ許可致スコトニ決シマシタ、第一部所屬議員諸君ハ、速ニ補缺選舉ノ上議長マテ御届出アランコトヲ望ミマス、報告ガゴザイマス

(書記朗讀)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

裁判所構成法及辯護士法ヲ臺灣ニ施行スルノ法律案

提出者

岩崎	勤君	鵜澤	總明君
松田	源治君	加瀬	禧逸君
福田	又一君	山田	珠一君

明治三十九年法律第三十一號中改正法律案

提出者

岩崎	勤君	鵜澤	總明君
松田	源治君	加瀬	禧逸君
福田	又一君	山田	珠一君

行政裁判及訴願二關スル法律ヲ臺灣ニ施行スルノ法律案

提出者

岩崎	勤君	鵜澤	總明君
松田	源治君	加瀬	禧逸君
福田	又一君	山田	珠一君

○議長(奥繁三郎君) 委員ノ指名ト次ノ日程等ハ、公報ヲ以テ報告致シマス、本日ハ是ニテ散會

午後二時三十五分散會

衆議院議事速記録第六號正誤			
頁	段	行	誤
六七	下	三八	正 不快ノ急
八九	下	一	本貞ハ 誤
			本案ハ 正